

III 參考資料

1 整備基準等適用表

用 途		
建 築 物	(1) 学校	公立小学校等（小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの）又は特別支援学校 上記以外のもの
	(2) 病院又は診療所	
	(3) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
	(4) 集会場又は公会堂	
	(5) 展示場	
	(6) 卸売市場又は百貨店、マーケット その他の物品販売業を営む店舗	卸売市場 上記以外のもの
	(7) ホテル又は旅館	
	(8) 事務所	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が 利用する官公署 上記以外のもの
	(9) 共同住宅、寄宿舎又は下宿	
	(10) 老人ホーム、保育所、福祉ホーム その他これらに類するもの	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。） 上記以外のもの
	(11) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
	(12) 体育館、水泳場、ボーリング場その他 これらに類する運動施設又は遊技場	体育館（一般公共の用に供するものに限る。）、水泳場 （一般公共の用に供するものに限る。）若しくはボーリ ング場 遊技場 上記以外のもの
	(13) 博物館、美術館又は図書館	
	(14) 公衆浴場	
	(15) 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイト クラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	飲食店 上記以外のもの
	(16) 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装 屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む 店舗	郵便局、銀行その他の金融機関の店舗又は電気事業・ガス 事業・電気通信事業に係る営業所 理髪店又は美容院 上記以外のもの
	(17) 自動車教習所又は学習塾、華道教室、 囲碁教室その他これらに類するもの	自動車教習所又は学習塾 上記以外のもの
	(18) 工場	
	(19) バリアフリー法第2条第5号に規定する旅客施設	
	(20) 自動車の停留又は駐車のための施設	一般公共の用に供するもの 上記以外のもの
	(21) 公衆便所	
	(22) 公共用歩廊	
	(23) 火葬場	
	(24) 神社、寺院又は教会	
	(25) 消防法第8条の2第1項に規定する地下街	
公 園	(2) 遊園地、動物園又は植物園（(1)に規定する都市公園に設けられる公園施設であるものを除く。）	

注）対象規模については、整備基準の適用に当たっては用途面積（工事部分の床面積の合計）で、小規模緩和及び整備誘導基準の適用に当たっては延べ面積（1棟全体の床面積の合計。増改築等の場合は、増改築等の後の1棟全体とします。）で考えます。

整備基準		小規模緩和		整備誘導基準			
昇降機設置義務 対象の概要		便所 子育て支援		便所 オストメイト	授乳場所	避難口 誘導灯	集団補聴 設備
用途面積	階数	用途面積	延べ面積	延べ面積	延べ面積	延べ面積	延べ面積
1,000㎡以上	2						
2,000㎡以上	3						
1,000㎡以上	2	1,000㎡以上	500㎡未満 *2	10,000㎡以上	5,000㎡以上	1,000㎡以上	
1,000㎡以上	2	1,000㎡以上	500㎡未満	10,000㎡以上	5,000㎡以上	1,000㎡以上	全て
1,000㎡以上	2	1,000㎡以上	500㎡未満 *3	10,000㎡以上	5,000㎡以上	1,000㎡以上	全て
1,000㎡以上	2	1,000㎡以上	500㎡未満	10,000㎡以上	5,000㎡以上	1,000㎡以上	
			500㎡未満				
1,000㎡以上	2	1,000㎡以上	500㎡未満	10,000㎡以上	5,000㎡以上	1,000㎡以上	
1,000㎡以上	2		500㎡未満			1,000㎡以上	
1,000㎡以上	2	1,000㎡以上		10,000㎡以上	5,000㎡以上	1,000㎡以上	
3,000㎡以上	3						
3,000㎡以上	3						
1,000㎡以上	2		500㎡未満 *4				
2,000㎡以上	3						
1,000㎡以上	2		500㎡未満 *5			1,000㎡以上	
2,000㎡以上	2	1,000㎡以上	500㎡未満		5,000㎡以上	1,000㎡以上	
2,000㎡以上	2		500㎡未満			1,000㎡以上	
		1,000㎡以上 *1	500㎡未満		5,000㎡以上	1,000㎡以上	
1,000㎡以上	2	1,000㎡以上		10,000㎡以上	5,000㎡以上	1,000㎡以上	
1,000㎡以上	2	1,000㎡以上	500㎡未満			1,000㎡以上	
1,000㎡以上	2	1,000㎡以上	500㎡未満	10,000㎡以上	5,000㎡以上	1,000㎡以上	
			500㎡未満	10,000㎡以上		1,000㎡以上	
1,000㎡以上	2	1,000㎡以上				1,000㎡以上	
1,000㎡以上	2	1,000㎡以上	500㎡未満			1,000㎡以上	
1,000㎡以上	2	1,000㎡以上	500㎡未満			1,000㎡以上	
2,000㎡以上	3						
高低差がある場合		5,000人／日以上		全て		全て	
2,000㎡以上	2						
50㎡以上	2		50㎡未満				
						全て	
		全て		全て	全て		

*1 一般公共の用に供されない体育館及び一般公共の用に供されない水泳場を除きます。

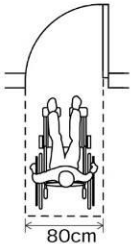
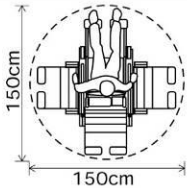
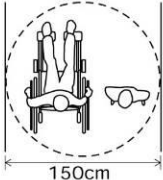
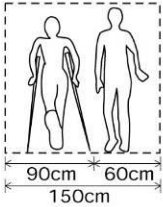
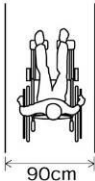
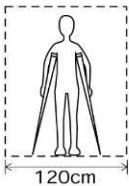
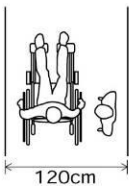
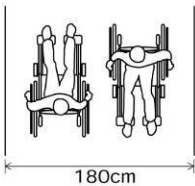
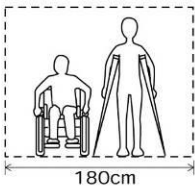
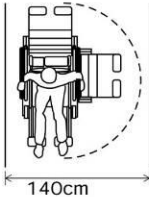
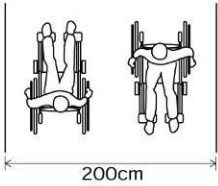
*2 病院及び病室を有する診療所を除きます。

*3 1室の床面積が200㎡以上の集会室を有するものを除きます。

*4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第5条第17項に規定する共同生活援助及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行うための建築物に限ります。

*5 障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援及び同条第14項に規定する就労継続支援並びに老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業及び同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行うための建築物に限ります。

2 主な寸法の基本的な考え方

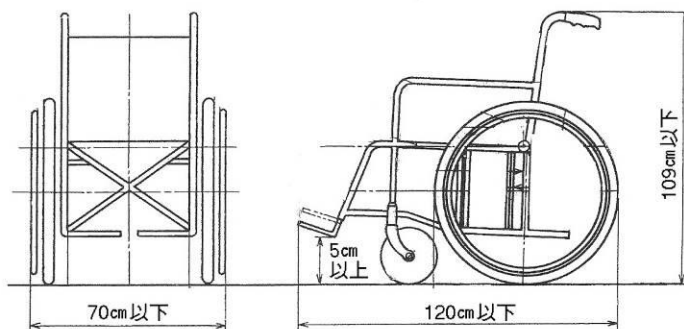
幅	基本的な動作	幅	基本的な動作
80cm	・車椅子が通過できる幅 [例] 屋内の出入り口の幅 	150cm	・車椅子が 360° 回転できる幅  ・車椅子と歩行者がすれ違える幅  ・二本杖使用者と歩行者がすれ違える幅 
90cm	・車椅子が通過しやすい幅 [例] 玄関の出入り口の幅 		
120cm	・二本杖使用者が通行しやすい幅  ・車椅子が通行しやすい幅 ・歩行者が横向きになれば車椅子とすれ違える幅 [例] 廊下の幅 	180cm	・車椅子同士がすれ違える幅  ・二本杖使用者と車椅子がすれ違える幅 [例] 望ましい廊下の幅 
140cm	・車椅子が 180° 転回できる幅 [例] 廊下の幅 	200cm	・車椅子同士が走行できる幅 [例] 歩道の幅 

3 車椅子使用者に関する寸法

(1) 車椅子の寸法

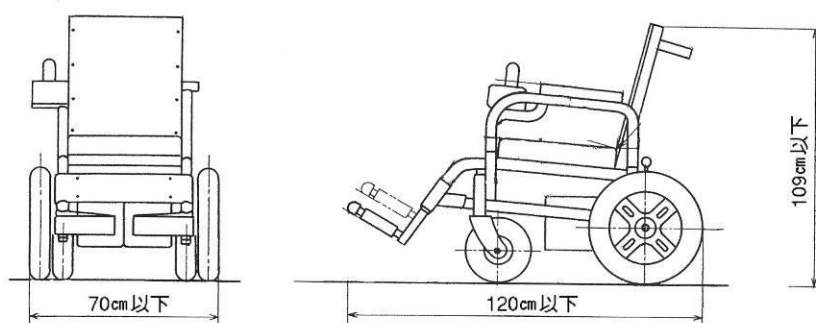
自走用標準型

■手動車椅子の寸法 (JIS T 9201)

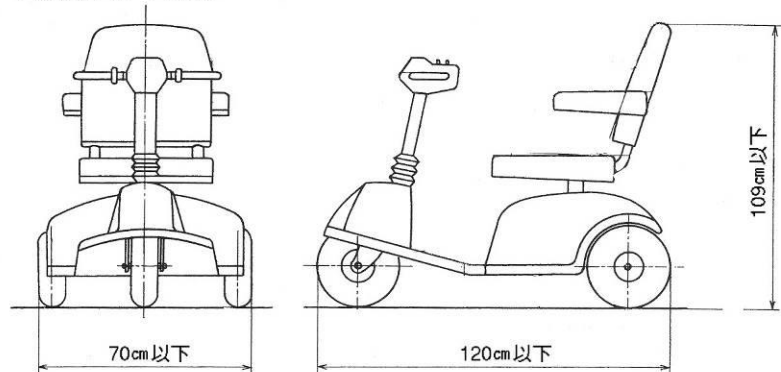


■電動車椅子の寸法 (JIS T 9203)

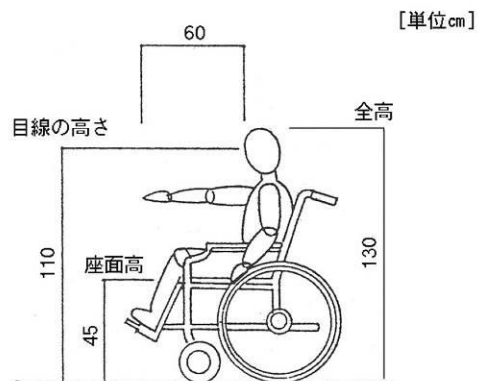
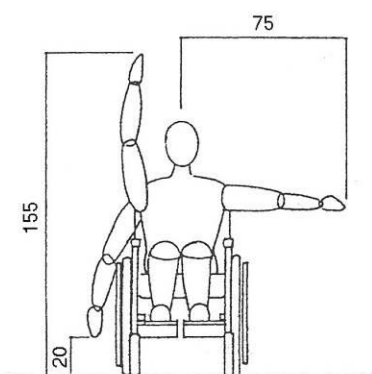
自操用標準形



自操用ハンドル形



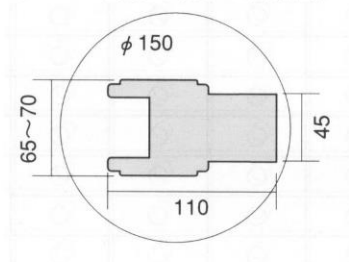
(2) 車椅子使用者の人間工学的寸法



(3) 車椅子使用者の動作寸法

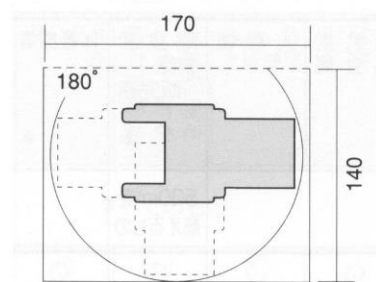
■手動車椅子の 最小動作空間

◇360° 回転（最小の回転円）

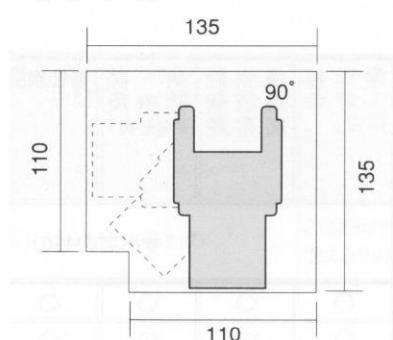


◇180° 回転

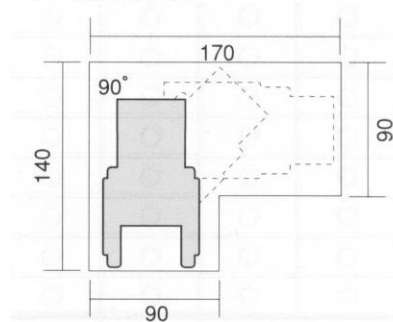
[単位：cm]



◇90° 回転

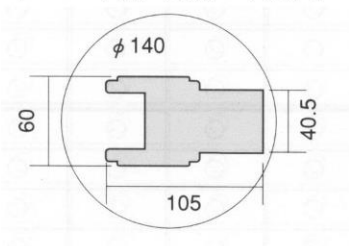


◇直角路の通過

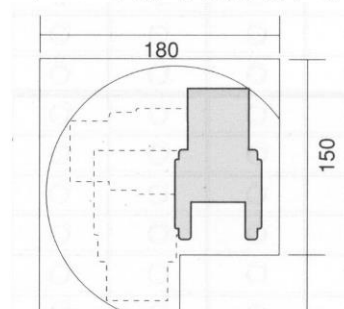


■電動車椅子の 最小動作空間

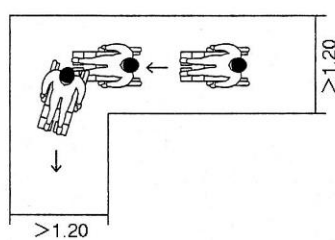
◇360° 回転（最小の回転円）



◇180° 回転（片側車輪中心）

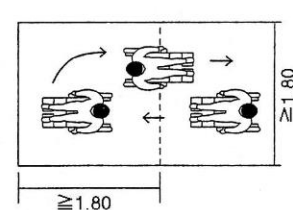


◇直角路の通過（屋外用）

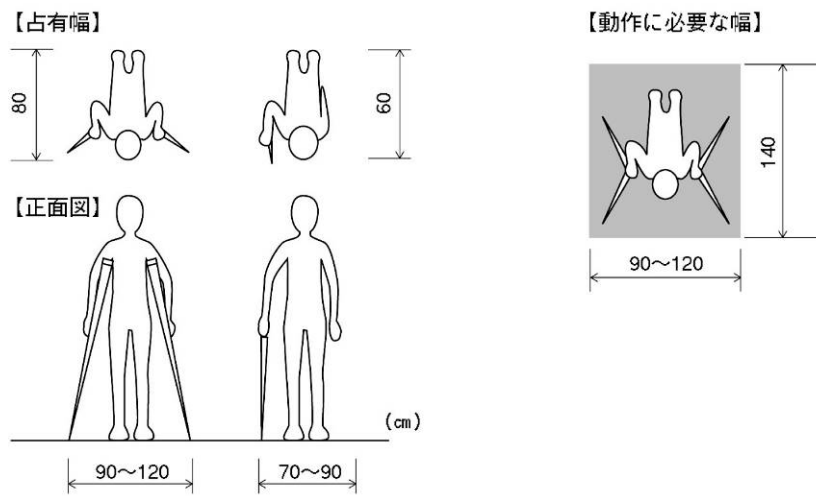


◇方向転換

[単位：m]



4 杖使用者の人間工学的寸法



5 床（路面）仕上げの考え方

【基本的な考え方】

- ・床（路面）の材料及び仕上げは、床（路面）の使用環境を考慮し、障害者や高齢者をはじめ誰もが安全かつ快適に通行できるものとします。
- ・玄関部分等濡れやすい箇所や傾斜面に使用する材料や仕上げについては、特に配慮が必要です。

【床（路面）の仕上げと設計・施工上の配慮事項】

（外部仕上げ）

表面の仕上げ	通 行 性	配 慮 事 項
・アスファルト舗装 ・コンクリート舗装 ・豆砂利洗い出し舗装	◆一般に凹凸が少なく、滑りにくいため通行しやすい。	◆透水性に乏しいため、排水処理について十分な検討が必要になる。
・レンガ舗装 ・タイル舗装 ・インターロッキング舗装 ・木レンガ舗装	◆目地のくぼみが大きいと、車椅子に振動が伝わることにより、不快感が生じるだけでなく身体状況によっては通行が困難となる。また、杖やつま先がひっかかりやすい。 ◆路盤が軟弱な場合、舗装材が浮いたり傾いたりして凹凸がしやすい。 ◆素材や仕上げによっては、濡れると滑りやすいものがある。	◆できるだけ目地幅を詰め、不陸がないように仕上げる。 ◆地盤の悪い場所や車が乗り入れる箇所等では、路盤の構造にも留意する。 ◆濡れても滑りにくい材料や仕上げのものを選択する。
・土系舗装	◆一般に凹凸が少なく、滑りにくいため通行しやすい。	◆雨による浸食等により凹凸がでやすいため、十分な維持補修が必要になる。 ◆透水性に乏しいため、排水処理について十分な検討が必要になる。
・芝舗装 ・木チップ舗装	◆表面が柔らかく、車椅子の通行は困難。	◆車椅子の通行が予測される箇所には適さない。
・砂利舗装	◆締め固めをしない砂利敷きでは、車椅子の車輪が食い込みやすく、通行は困難。	◆車椅子の通行が予測される箇所には適さない。
・石張舗装 （右欄のほか、レンガ舗装の欄を参照）	◆割肌の小舗石等、表面の凹凸や目地のくぼみが大きいものは、車椅子使用者や杖使用者等の通行は困難。 ◆磨き仕上げをしたものは、濡れると滑りやすい。	◆表面の凹凸が大きいものは、車椅子の通行が予測される箇所には適さない。 ◆できるだけ目地幅を詰め、不陸がないように仕上げる。 ◆小叩き仕上げやバーナー仕上げ等、凹凸が小さく滑りにくい仕上げとする。

（内部仕上げ）

表面の仕上げ	通 行 性	配 慮 事 項
・塩化ビニルシート ・塩化ビニルタイル	◆一般に通行しやすい。	◆玄関部分等、濡れやすい箇所はエンボス（凹凸）加工のものを選択する。
・タイル ・石	（上表のタイル舗装、石張舗装の欄を参照）	（上表のタイル舗装、石張舗装の欄を参照）
・じゅうたん ・タイルカーペット	◆毛足の長いものは車椅子で通行しにくい。	◆毛足の短いものとする。
・塗床	◆一般に通行しやすい	◆水に濡れやすい箇所は、ノンスリップ仕上げとする。
・木 ・フローリング	◆一般に通行しやすいが、素材や仕上げによっては滑りやすいものがある。	◆滑りにくい材料や仕上げのものを選択する。

【その他の留意事項】

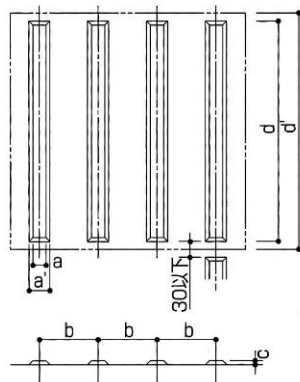
- ・滑りにくさが大きく異なる材料の複合使用は、滑ったりつまずいたりする原因となりますので、避けるようにします。
- ・置き敷きのじゅうたんや靴拭きマット等は、端部がめくれたり段差となったりしますので、使用にあたっては注意が必要です。

6 視覚障害者誘導用ブロック等

■視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列 (JIS T 9251)

◇線状突起の形状及びその配列

線状突起の本数は4本を下限とし、線状突起を配列するブロック等の大きさに応じて増やす。

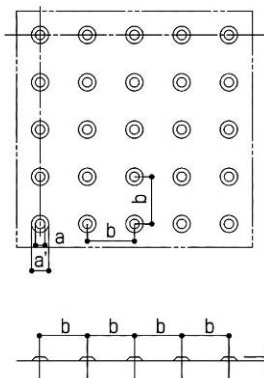


記号	寸法	許容差
a	17	+1.5
a'	a+10	0
b	75	
c	5	+1
d	270以上	0
d'	d+10	

備考 ブロック等の継ぎ目部分(突起の長手方向)における突起と突起の上辺部での間隔は、30mm以下とする。

◇点状突起の形状及びその配列

点状突起を配列するブロック等の大きさは、300mm(目地込み)四方以上で、点状突起の数は25(5×5)点を下限とし点状突起を配列するブロック等の大きさに応じて増やす。



記号	寸法	許容差
a	12	+1.5
a'	a+10	0
b	55~60*	
c	5	+1

注* この寸法範囲でブロック等の大きさに応じて一つの寸法を設定する。

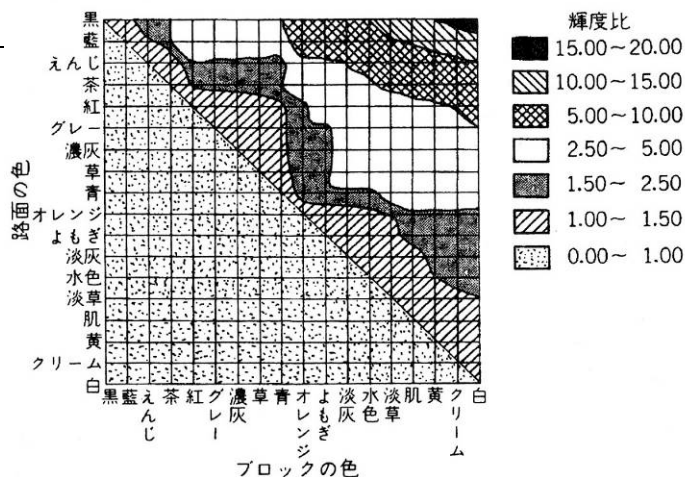
7 輝度比

視覚障害者誘導用ブロック等は、一般的に黄色と認知されていますので、黄色を用いるのが基本ですが、床(路面)の色彩によっては識別することが困難になる場合も生じます。

舗装路面上における視覚障害者誘導用ブロック等の視認性を示す指標として、輝度比があります。それぞれの輝度を輝度計により測定し、以下の式によって算出したものです。輝度比 1.0 以下の場合は、逆数で示します。

$$\text{輝度比} = \frac{\text{誘導用ブロック等の輝度 (cd/m}^2\text{)}}{\text{舗装路面の輝度 (cd/m}^2\text{)}}$$

色の組み合わせと輝度比



「視覚障害者誘導用舗装の現況に関する調査例」(岩崎聖司、坂口陸男、秋山哲男 舗装 29-4 1994)の研究では、晴天時において輝度比 1.5~2.5 の組み合わせが、弱視者、晴眼者双方にとって問題のない範囲とされています。

※ 輝度 (cd/m²): ものの明るさを表現したものであり、単位面積当たり、単位立体角当たりの放射エネルギー(発散する光の量)を比視感度(電磁波の波長ごとに異なる感度)で計測したものです。輝度は輝度計により測定することができます。

8 案内用図記号 (JIS Z8210)

公共・一般施設				
				
案内 Information	案内所 Question & answer	病院 Hospital	救護所 First aid	警察 Police
				
お手洗 Toilets	男女共用お手洗 All gender toilet	こどもお手洗 Children's toilet	男性 Men	女性 Women
				
障害のある人が 使える設備 Accessible facility	スロープ Slope	飲料水 Drinking water	喫煙所 Smoking area	チェックイン/受付 Check-in/Reception
				
忘れ物取扱所 Lost and found	ホテル/宿泊施設 Hotel/Accommodation	きつぷうりば/ 精算所 Tickets/Fare adjustment	手荷物一時預かり所 Baggage storage	コインロッカー Coin lockers
				
休憩所/待合室 Lounge/Waiting room	ミーティング ポイント Meeting point	銀行・両替 Bank, money exchange	キャッシュサービス Cash service	郵便 Post
				
電話 Telephone	ファックス Fax	カート Cart	エレベーター Elevator	エスカレーター Escalator
				
上りエスカレーター Escalator, up	下りエスカレーター Escalator, down	階段 Stairs	ベビーケアルーム Baby care room	授乳室 (女性用) Baby feeding room (for women)
				
ベビーチェア Baby chair	着替え台 Changing board	カームダウン・クール ダウン Calm down, cool down		

				
授乳室 (男女共用) Baby feeding room (for men and women)	おむつ交換台 Diaper changing table	クローク Cloakroom	更衣室 Dressing room	更衣室 (女性) Dressing room (women)
				
シャワー Shower	浴室 Bath	水飲み場 Water fountain	くず入れ Trash box	リサイクル品回収施 設 Collection facility for the recycling products
				
高齢者優先設備 Priority facilities for elderly people	障害のある人・ けが人優先設備 Priority facilities for injured people	内部障害のある人 優先設備 Priority facilities for people with internal disabilities, heart pacer, etc.	乳幼児連れ優先設備 Priority facilities for people accompanied with small children	妊産婦優先設備 Priority facilities for expecting mothers
				
高齢者優先席 Priority seats for elderly people	障害のある人・ けが人優先席 Priority seats for injured people	内部障害のある人 優先席 Priority seats for people with internal disabilities, heart pacer, etc.	乳幼児連れ優先席 Priority seats for people accompanied with small children	妊産婦優先席 Priority seats for expecting mothers
				
ベビーカー Prams/Strollers	無線 LAN Wireless LAN	充電コーナー Charge point	自動販売機 Vending machine	海外発行カード 対応 ATM ATM for overseas cards
				
オストメイト用設備/オス トメイト Facilities for Ostomy or Ostomate	洋風便器 Sitting style Toilet	和風便器 Squatting style toilet	温水洗浄便座 Spray seat	介助用ベッド Care bed

交通施設				
				
航空機/空港 Aircraft/Airport	鉄道/鉄道駅 Railway/Railway station	船舶/フェリー/港 Ship/Ferry/Port	ヘリコプター/ ヘリポート Helicopter/Heliport	バス/バスのりば Bus/Bus stop
				
タクシー/ タクシーのりば Taxi/Taxi stop	レンタカー Rent a car	自転車 Bicycle	ロープウェイ Cable car	ケーブル鉄道 Cable railway
				
駐車場 Parking	出発 Departures	到着 Arrivals	乗り継ぎ Connecting flights	手荷物受取所 Baggage claim
				
税関/荷物検査 Customs/Baggage check	出国手続/入国手続/ 検疫/書類審査 Inspection Immigration/Quarantine/ Inspection	駅事務室/駅係員 Station office/ Station staff	一般車 Car	レンタサイクル/ シェアサイクル/ レンタル自転車/ Bicycle sharing

商業施設



観光・文化・スポーツ施設



安全



禁止



注意

一般注意
General caution

障害物注意
Caution, obstacles

上り段差注意
Caution, uneven access/up

下り段差注意
Caution, uneven access/down

滑面注意
Caution, slippery surface

転落注意
Caution, drop

天井に注意
Caution, overhead

感電注意
Caution, electricity

津波注意
(津波危険地帯)
Warning: Tsunami hazard zone

土石流注意
Warning: debris flow

崖崩れ・地滑り注意
Warning: steep slope failure, landslide

ホームドア・ドアに手を挟まないように注意
Caution, closing doors

指示

一般指示
General mandatory

静かに
Quiet please

左側にお立ちください
Please stand on the left

右側にお立ちください
Please stand on the right

一列並び
Line up single file

二列並び
Line up in twos

三列並び
Line up in threes

四列並び
Line up in fours

矢印
Directional arrow

シートベルトを締める
Fasten seat belt

災害種別一般

洪水／内水氾濫
Flood from rivers/Flood from inland waters

土石流
Debris flow

津波／高潮
Tsunami/Storm surges

崖崩れ・地滑り
Steep slope failure, landslide

大規模な火事
Fire disasters

洪水・堤防案内

洪水
Flood

堤防
Levee

JIS Z8210 付属書 JA (参考)

<商業施設>

店舗／売店
Shop

新聞・雑誌
Newspapers, magazines

薬局
Pharmacy

理容／美容
Barber/Beauty salon

手荷物託配
Baggage delivery service

<観光・文化・スポーツ施設>

公園
Park

博物館／美術館
Museum

歴史的建造物 1
Historical monument 1

歴史的建造物 2
Historical monument 2

自然保護
Nature reserve

スポーツ活動
Sporting activities

スカッシュコート
Squash court

スキリフト
Ski lift

腰掛け式リフト
Chair lift

<安全>

非常口
Emergency exit

<禁止>

飲食禁止
Do not eat or drink here

ペット持ち込み禁止
No uncaged animals

<指示>

安全バーを閉める
Close overhead safety bar

安全バーを開ける
Open overhead safety bar

スキーの先を上げる
Raise ski tips

付属書 JD (規定)

ヘルプマーク
Help mark

援助や配慮を必要としている方が、身につけることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができる表示

144

9 関連 J I S

バリアフリー、福祉のまちづくりに関連する JIS については次のものがありますので、それぞれ施設計画の参考にしてください。

なお、各々の JIS の詳細については、日本産業標準調査会のホームページにて検索閲覧してご確認ください。

日本産業標準調査会ホームページ「JIS 検索」:

<https://www.jisc.go.jp/app/jis/general/GnrJISSearch.html>

JIS T 0921

「アクセシブルデザイン—標識、設備及び機器への点字の適用方法」

標識、設備及び機器へ点字を使用する際の基本的な要求事項、点字の寸法、及び使用する材料の特性並びに実際に適用する方法について規定。

JIS T 0922

「高齢者・障害者配慮設計指針—触知案内図の情報内容及び形状並びにその表示方法」

不特定多数の人が利用する施設・設備及び移動空間を視覚障害者が安全で、かつ、円滑に移動できるように、施設・設備及び移動空間の位置情報を提示する触知案内図の情報内容及び形状並びにその表示方法について規定。

JIS S 0026

「高齢者・障害者配慮設計指針—公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置」

鉄道駅、公園、集会場、病院、百貨店、事務所などに設置される不特定多数の人が利用する公共トイレ（一般便房及び多機能便房）の腰掛便器の横壁面に、便器洗浄ボタン及び呼出しボタンの両方又はいずれか一つを設置する場合の、操作部（便器洗浄ボタン及び呼出しボタン）の形状、色、並びに操作部及び紙巻器の配置について規定。

JIS T 0901

「高齢者・障害者配慮設計指針—移動支援のための電子的情報提供機器の情報提供方法」

主として高齢者・障害者などの利用者が、電子的情報提供機器を用いて移動するときの、利用者端末及び情報提供方法について規定。

JIS T 0103

「コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則」

話し言葉及び文字表現によるコミュニケーションが困難な高齢者、障害のある人などが、絵記号を利用して自分の意思及び要求を相手に的確に伝え、正しく理解されることを支援するために必要とされる基本的な絵記号及びそれらの作図方法について規定。

JIS T 9251

「高齢者・障害者配慮設計指針—視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列」

視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列について規定。

参考文献

- ・高齢者・身体障害者等の利用を配慮した建築設計標準
（国土交通省編集、人にやさしい建築・住宅推進協議会発行、平成 15 年）
- ・公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省総合政策局安心生活政策課監修、平成19年）
- ・都市公園技術標準解説書 便益施設編（便所工）その他 第4版
（建設省都市局公園緑地課監修、社団法人日本公園緑地協会編集・発行、平成9年）
- ・都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの解説 （国土交通省 平成20年）
- ・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 平成24年度 （国土交通省）
- ・増補 改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン（編集・発行 財団法人 国土技術研究センター 2011年）
- ・バリアフリー法逐条解説 2006（建築物）第2版 （日本建築行政会議）
- ・Q&A バリアフリー新法 （ぎょうせい 平成19年発行）
- ・TOTO バリアフリーブック パブリックトイレ編 '04.10（東陶機器株式会社、2004 年）
- ・子育てバリアフリーガイドブック（コンビチャチャ株式会社、2003 年）
- ・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 平成28年度 （国土交通省）
- ・バリアフリー法逐条解説（建築物） 2021年版 （日本建築行政会議）
- ・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 令和3年3月 （国土交通省）

- 北海道福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（北海道保健福祉部地域福祉課、平成 16 年）
- 青森県福祉のまちづくり条例整備マニュアル
（社団法人青森県建築士事務所協会編集、青森県健康福祉部障害福祉課発行、平成 12 年）
- 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施設整備マニュアル
（秋田県健康福祉部福祉政策課バリアフリー促進チーム監修、社団法人秋田県建設技術センター発行、平成 15 年）
- 神奈川県福祉のまちづくり整備ガイドブック（神奈川県福祉部地域福祉推進課、平成 14 年）
- 大阪府福祉のまちづくり条例設計マニュアル 改訂 3 版（大阪府建築都市部建築指導室建築企画課、平成 15 年）
- 岡山県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル
（岡山県保健福祉部障害福祉課編集、財団法人吉備高原保健福祉のむら事業団発行、平成 12 年）
- 山口県福祉のまちづくり条例設計マニュアル 改訂版（山口県健康福祉部障害福祉課、平成 16 年）
- 施設におけるユニバーサルデザインのサイン （佐賀県県土づくり本部建築住宅課 平成 20 年）

**京都府福祉のまちづくり条例
施設整備マニュアル**

令和7年6月発行

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入

京都府 建設交通部 建築指導課

TEL 075-414-5346 FAX 075-451-1991

表紙のマークは、京都府が進める福祉のまちづくりのシンボルマークであり、K (Kyoto-fu)、F (Fukushi)、M (Machizukuri) の3つの文字からできています。

長寿社会を迎え、障害者や高齢者をはじめ多様な人が互いに理解し、地域社会で日常的に交流している姿をデザインすることにより、ノーマライゼーションの具現化を表現しています。



京 都 府